



Title	吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（二）：兼俱〈抄〉の分析
Author(s)	金沢, 英之
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 152, 81(右)-111(右)
Issue Date	2017-07-28
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.152.r81
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/67019
Type	departmental bulletin paper
File Information	152_04_kanazawa.pdf



吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察(二)

— 兼俱〈抄〉の分析 —

金 沢 英 之

はじめに

吉田兼俱「一四三五—一五一」は、その生涯のうちに数々の『日本書紀』講を行なったことが、聞書類の存在から知られる。⁽¹⁾現存する兼俱『日本書紀』講の聞書のうち、もつとも早いものは文明九年「一四七七」の日付を有し、以後、明応九年「一五〇〇」以降のものに至る多数の聞書が遺されている。また、これら兼俱の『日本書紀』注釈を集大成するものとして、受講者の聞書を兼俱自身が清書してなった『日本書紀神代卷抄』(文亀二年「一五〇二」頃)がある。これらは、実子である清原宣賢の『日本書紀』注釈に受け継がれ、以後、中世末から近世に至る『日本書紀』理解の流れに大きく影響してゆくこととなった。

吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（二）

こうした兼俱の『日本書紀』研究の始まりについては、『晴富宿禰記』文明一〇年二月二五日条に、「三品（兼俱）乱後稽古、去年講釈日本紀」とあり、「乱」すなわち応仁元年「一四六七」に勃発した内乱の頃から、兼俱の『日本書紀』研究が本格的になされるようになったことが証言されている。この後、実際に『日本書紀』の講書が始まる文明九年頃までの十年間に、兼俱の『日本書紀』研究の基礎的な部分がなされたものと考えられる。

兼俱の『日本書紀』理解については、先行する一条兼良の『日本書紀纂疏』に多くを負うことが指摘されてきた。^②

実際、兼俱は康正三年「一四五七」頃の『纂疏』一次本の成立直後に同書を手に入れたと見られ、文明五年「一四七三」頃に成立した改訂本（二次本）もまた間もなく入手していたあとがうかがえる。^③左に掲げるのは、吉田文庫かつて所蔵されていた兼俱自筆の『纂疏』奥書である。^④

太閤御抄纂疏、章句分別難義。一夕励愚慮、断本書之言句、分纂疏之注解。此御抄、儒仏才学、最可練習矣。但写而不述、信而好古而已。／長禄三年仲春初九／神道長卜部朝臣「花押」

当書紀神代卷者、神皇奥積、累葉之家業也。依為競望之親切、結度之講席、遂重々面授畢。若有要器之懇志者、義釈之演説、敢不可猶予者乎。／明応六曆立秋日／神道長上從二位兼俱／授与法印権大僧都頭海

この奥書から、兼俱がはじめ長禄三年「一四五九」即ち一次本成立の二年ほど後に『纂疏』を書写したことがうかがえる。次に掲げるように、兼俱講の聞書のうち、もつとも古い文明九年講のもの（天理図書館蔵『神代聞書』）からすでに「纂疏」「禪閣ノ疏」といったかたちで多くの引用が見えており、その影響のあとは明らかである（傍線稿者。「」内は虫損。以下同）。

・清陽——（中略）禪閣ノ御沙汰アル纂疏ニヨウアリ。曾祖父ガ申シタ理ヲヲセラル、ゾ。サレドモ纂疏ハ古事

ガ多ホドニヨミハ我々ハセヌゾ。(3オ)

・于時——禪閣ハ天竺ノ三時震旦ノ時ヲモアソバヌゾ。家〔 〕ハ時節ヲバアテヌゾ。(3ウ)

・高天——纂疏デハ難心得ゾ。コチニハ天上ト云ゾ。(5オ)

・一書——禪閣御抄ニ国常ハ一心身ノ根源ヲ指ゾ。虚静ナルコト如鑑ゾ。(5ウ)

・沫——水ノ物ヲアラウガゴトクゾ。(中略) 禪閣御抄トマツ同物ゾ。(5ウ)

・伊弉——(中略) 俱舍ニハ有情業力ニ国ヲ生ズルト云ゾ。陰陽会合ヲ大閼御抄ニハ御含アリ。(6オ—ウ)

・更還——(中略) 纂疏ニハ浄土ニハ昼夜ハカリニ鳥ノナキ花ノヒラクルニヨルトアレドモ相伝ニハサハナイゾ。

(中略) 禪閣ノ御抄ニ御シリナウデアソバサヌデハナイゾ。我等ガ曾祖父一相伝マウスゾ。(7ウ—8オ)

・一書曰——陰陽乱成霧ト纂疏ニアリ。(8オ)

・一書曰——高天原ハ上ニ沙汰アリ。纂疏ニ原ハ天ノ高平ナヲ云トアソバヌゾ。(8オ)

・一書——(中略) 上ニヲノコロ嶋ト云ハドコゾ。神道ノ口伝アマタアリ。淡州ノ西南ノ方ニアルトモ又ハヤマト

ノ金剛宝山ト云ソ。禪閣ノ疏ニハ叡山ヲ云トアリ。(8オ)

○サカ木ヲバ常住不変ノ妙体デ正直ノ処ヲ表スルゾ。禪閣ノ書ニハ波羅提木又ト云ホドニ自然ニ天竺ト合ゾ。

(8ウ)

●大日靈——三ノ御名アリ。纂疏ニハ文字ニトリテ文字ノ〔 〕ヲメサル、ゾ。天ト云ハナニトアルナンド、アルゾ。文字ハ儒仏ノ御用ニ名ニ借テヲカル、マデゾ。日本紀ノ書ニハイルマイゾ。モトハ日本紀ヲバ文字ヨミヲセイデハ講尺ヲバキシメサヌゾ。(8ウ)

・在首——禪閣ノ御抄ニ乾ハ首ゾ。西北ニアリテゾ。腹ハ坤ニアワセテ西南ニアルゾ。良ハ手タリト易ノ説卦ニスルホドニ手ゾ。（15オ）

・一書——（中略）禪閣ノ疏ニ一云ヲ或説トノセラレタゾ。（18オ）

・明浄ト云文字ニ禪閣ノ御抄ニ明浄心トハ一切群生本有体デ無増減ゾ。（18ウ）

・羽明——（中略）天地開闢ノ其サキヲ宗廟トマツルゾ。コレハ千界万国ノ宗廟ゾ。禪閣御抄ニアリ。金翅鳥ト云ハ羽ト云ニ両羽アリ。玉ハ金翅鳥ノクビノ下ニ如意宝珠アリ。素戔ノ天ヘノボル時ニ此神ガ此玉ヲ献ゾ。

（中略）沙竭女ノ仏ニ玉ヲ献ズルナリニ似タト禪閣ノ御抄ニアソバスゾ。（19オ）

・雖——日神ナラバ霖早ト云事ハアラウゾ。不審ゾ。田ノ沙汰ハ纂疏ニハネンゴロニメサレタゾ。（23オ）

・即以川——（中略）鵠ハ小鳥ゾ。纂疏ニ人ノ死スルニ沐浴ヲスルニ綿デスルト云説アリ。サルホドニハラハタヲトビニクワセソコヲバトレニクハスル心ゾ。（29ウ）

「乱後稽古」の十年間に、兼俱が『纂疏』と向き合いながら自身の『日本書紀』理解を形成していったことは間違いない。しかし、同時に『纂疏』とは異なる自らの理解もまた、この時期を通じて発展を遂げたものと考えられよう。そうした独自の見解が、『纂疏』からの距離をどのようにとりながら成り立っていったのか。本稿ではこの点について考えてみたい。

一 兼夏本『日本書紀』書き入れについて

そこで注目したいのは、兼俱が多くの資料に遺した書き入れの類である。著名なものでは『日本書紀』乾元本とし

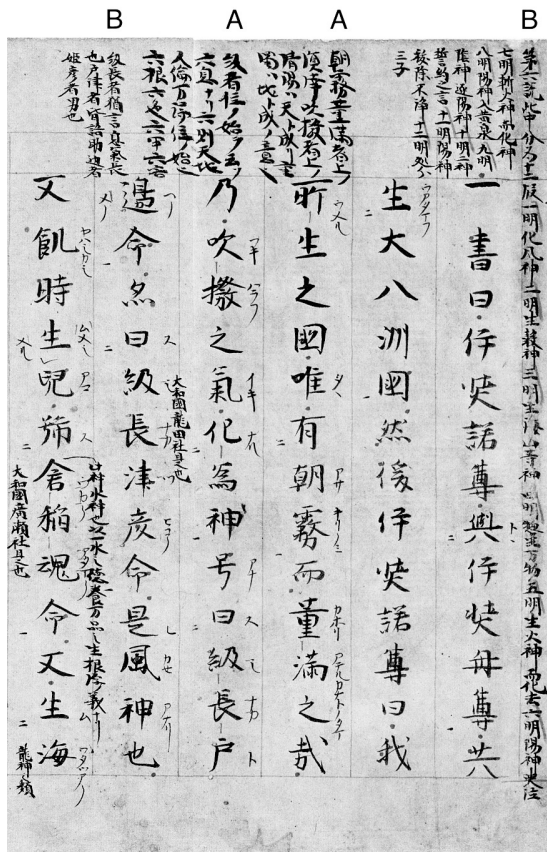


図 1

て知られる卜部兼夏書写『日本書紀』神代巻に、頭書・傍書および裏書のかたちで兼俱の書き入れが存在し、その他兼俱が自ら書写し改変を加えた『日本書紀纂疏』の写本類、そして晩年の自筆本『日本書紀神代巻抄』にも同種の書き入れが見られる。

このうち、まずは兼夏本『日本書紀』神代巻への書き入れに注目する。兼夏本への書き入れ(図1参照)は、神代紀第五段一

書以降、第八段末尾即ち神代上卷末尾までの範囲に存在する。これらの書き入れは、筆跡から二度にわたってなされたことが見てとれる。一方はやや崩れた書体で、明白に兼俱の筆の特徴を示している。これをA筆としよう。もう一方はより整った楷書体で、その分際立った特徴を欠くが、兼俱自筆本『日本書紀神代卷抄』(天理図書館蔵)等に照らして、これも兼俱の筆と判断してよいと考えられる。⁶⁾こちらをB筆とする。

このA筆・B筆の先後関係については、図1に掲げた第五段一書第六「級長戸辺命」に対する頭注が参考になる。ここにはA・B両筆による頭注が付されているが、当該神名の現れる行の上欄に、まずA筆で「級者位ノ始ヲ云ゾ。六息ナリ」云々とあり、つづくB筆の「級長者猶言息氣長也」云々という注は、本文で次行から次々行にわたる部分の上欄、当該神名とはややずれた位置に記されている。こうしたあり方から、まずA筆による書き入れがなされ、後にB筆による書き入れが追補されたことが確認されよう。

では、これらの書き入れはいつ頃なされたものだろうか。左に示すように、A筆の書き入れには、三箇所にわたって一条兼良『日本書紀纂疏』への言及が存在する。

・日東南二行、火ノ位ニ及ヲ火神ヲ生ト云。終ハ已ナリ。臥者午ヨリ日西降ヲ云。土又南西ニ住ス。／唐法三伏名自然同此。金石自舍土中故不謂之名ナリ。纂云、次及字合五行之相生也。序是亦可ナリ。〔第五段一書第二「次生火神」〕

・葡萄并筍、以此二物祭鬼神儀有也。化生之類。纂ニアリ。〔第五段一書第六「化生筍」〕

・長鳴鳥則鷄之名。此鳥尾長故其声長也。玄中記曰、東南有桃都。山上有大樹。名曰桃都。枝相去三千里。上有天雞。日初出照此樹、鷄即鳴。天下雞皆隨鳴。桃都山則常世之國也。又蓮華經云、閻浮提樹有雞王。以棲其上。

破鳴則天下雞皆鳴。世謂日中鳥也。【以上纂】「第七段本文「常世之長鳴鳥」

先述のように、兼俱は『纂疏』一次本の成立後まもない長祿三年「一四五九」までにこれを入手していた。したがって書き入れの上限はこの頃となるが、先の「乱後稽古」云々という証言を併せれば、応仁元年「一四六七」以降の時期の蓋然性が高いと考えられる。

一方、B筆による書き入れはA筆にくらべ少数だが、基本的に『纂疏』にもとづいてなされたものと見られる。たとえば、図1に見える二つの注は、それぞれ『纂疏』一次本の該当箇所に、

・第六説。此中分為十二段。一明化風神。二明生穀神。三明生海山等神。四明惣生万物。五明生火神而化去。六明陽神哭泣。七明斬火神而化神。八明陽神入黄泉。九明陰神逐陽神。十明二神誓約之言。十一明陽神祓除不淨。十二明処分三子。

・綴長者猶言息氣長也。戸津者皆語助。辺者姫。彦者男也。

と全くの同文が見える。このうち、初めに「第六説。此中分為十二段」云々とあるような段分けの説明をするものが、兼夏本書き入れの全体に数ヶ所見られるが、神野志隆光「『日本書紀纂疏』の基礎的研究」の指摘したように、『纂疏』一次本と二次本とではこの段分けの仕方が異なり、兼俱は二種の『纂疏』のうち一次本に拠ったものと判断される。参考までに右の例の二次本該当箇所を掲げる。

・第六説。此中分為十一段。一明化風神。二明生穀神。三明生海山等神。四明惣生万物。五明生火神而化去。六明陽神哭泣。七明斬火神而化神。八明陽神入黄泉。九明陰神逐陽神。十明二神誓約之言。十一明陽神祓除而化神。

一次本が一書第六全体を十二段に分けるのに対し、二次本では十一段とし一次本の最後の二段を一段にまとめていることが、傍線部より分かる。較べてみれば、兼夏本書き入れが一次本を利用していることは明らかだろう。

一方、兼俱は『纂疏』二次本も成立の数年後には入手し、それ以前から所持していた一次本をもとに、二次本を用いて改変した独自の写本を作成している。文明九年の『日本書紀』講の時点では、すでにこの改変本『纂疏』が利用されている。このことは、文明九年講の聞書中の『纂疏』に言及した箇所としてはじめに掲げたうち、「サカ木」についての注釈（○印）と、次の『纂疏』当該箇所との比較により確かめられる。

・一説、句々廻馳即賢木也。此樹葉風吹而不翻、表正直之道。故神道尚之。（『纂疏』一次本・二次本）

・一説、句々廻馳即賢木也。此樹葉風吹而不翻、表正直之道。又云、冬寒霜雪不及其色。故神道尚之。是常住不反妙体也。又仏者云、此木天竺説十波羅提木叉。是即戒名也。（兼俱改変本『纂疏』）

後半の、天竺では榊を波羅提木叉というなどといった注は、実は『纂疏』には本来なく、兼俱が改変した『纂疏』の写本だけにあるものであった。したがって、兼俱は遅くとも文明九年までには二次本を手に入れ、現存するような形態の改変本『纂疏』を作成したものと思われる。一次本を用いた兼夏本『日本書紀』への書き入れは、二次本を手に入れる以前の時期になされたと考えるのが自然だろう。すると、兼夏本への書き入れは、A筆・B筆ともに、応仁初年頃から文明九年以前の約十年間、まさに「乱後稽古」の時期になされたと見られることになる。

二 兼俱改変本『纂疏』および『神代卷抄』書き入れとの関係

次に、他の兼俱関連資料との関係を考える。兼夏本への書き入れと同様の書き入れは、先に述べた兼俱作成の改変本『纂疏』写本、および『日本書紀神代卷抄』にも存在する。このうち改変本『纂疏』には部分的に二次本が用いられており、したがって成立は文明五年以降となる。改変本『纂疏』の原本は伝わらないが、文明一三年五月に行われた『日本書紀』講の聞書（天理図書館蔵『神書聞塵』）に「纂書ハ一條殿御作ゾ。卅年アマリサキニ本書ニ部ヲワリテ入タゾ。我等ガスルゾ。其本小補^{ウツス}写之」とあることから、文明一三年以前に「小補」すなわち相国寺の禅僧横川景三により書写されたことが知られる。

この横川は文明九年の最初の講に参加しており、『纂疏』の書写もおそらくその前後であったであろうことが、小林千草「兼俱自筆本の成立と『幻抄』⁽⁹⁾」によって考証されている。この横川書写本系統の写本とみられるものが宮内庁書陵部に『日本書紀神代卷訣釈』として遺されており、他にも前掲の吉田文庫旧蔵兼俱自筆『纂疏』（西田氏ノート）に見えたように、明応六年「一四九七」に「法印権大僧都頭海」なる者に授与された写本のあったことが知られる。後者の系統は國學院大学蔵『日本書紀纂疏』および神宮文庫蔵御巫本『日本書紀纂疏』に、その姿をうかがうことができる。⁽¹⁰⁾ また、『日本書紀神代卷抄』はもともと成立が遅く、文亀二年「一五〇二」以降間もない頃の成立と考えられる。⁽¹¹⁾

以上を整理すると、以下のようになる。

応仁元年「一四六七」頃～文明九年「一四七七」以前……兼夏本『日本書紀』神代卷への書き入れ

文明五年「一四七三」頃～文明九年頃以前……………兼俱改変本『纂疏』（書陵部本系統）への書き入れ

明応六年「一四九七」以前……………兼俱改変本『纂疏』（國學院本・御巫本系統）への書き入れ

文龜二年「一五〇二」以降……………『神代卷抄』への書き入れ

先述のように、兼夏本の書き入れは第五段一書以降にのみ存在し、第八段一書第六（神代上卷末）で終わっている。これに対し、二系統の改変本『纂疏』および『日本書紀神代卷抄』の書き入れは上巻冒頭から存在する。そして二系統の改変本『纂疏』に共通して存在する注に関しては、文明九年頃の横川による書写以前から存在したものと判断される。これらを兼夏本『日本書紀』の注が存在する範囲で比較すると、非常に高い頻度で合致を見る。一例を次に掲げる。

・白銅ハ清陽二同。鏡ハ神。又神ハ中略也。是即二神陽魂陰魂也。（兼夏本『日本書紀』）

・白銅ハ清陽二同。鏡ハ神。又神ハ中略ゾ。是即二神陽魂陰魂也。（改変本『纂疏』書陵部本）

・白銅ハ清陽二同。鏡ハ神ノ中略ゾ。是即二神陽魂陰魂也。（改変本『纂疏』國學院本・御巫本）

・白銅ハ清陽二同。鏡ハ神。又神ハ中略也。是即二神陽魂陰魂也。（『日本書紀神代卷抄』）

ここで、兼夏本『日本書紀』および改変本『纂疏』（『神代卷抄』は時期が下るため、ひとまずこの二種を考察の対象とする）にこれらの共通する書き入れがなされた経緯については、二通りの可能性が考えられよう。第一は、これら相互の間で一方から他方へと書き写された可能性。第二は、両者の書き入れの元となった先行する資料が存在した可能性である。

付注の範囲は改変本『纂疏』の方が広いので、まず改変本『纂疏』から兼夏本『日本書紀』へと書き入れが写され

た可能性を考えてみた場合、以下のような注の存在が問題となる。改変本『纂疏』諸本（および『神代卷抄』）では、神代紀第四段一書第一に見える「太占」の頭注に、「卜者見于纂」とあるが、はじめからこれが『纂疏』の注として付けられたものであったとは考えられない。『纂疏』自体に「見于纂」という注を付すのは無意味だからだ。したがって、

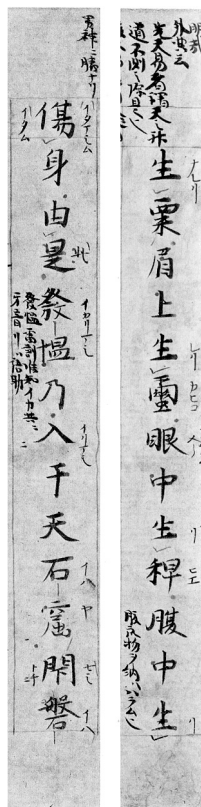


図2

腹中物ノ初ムラナリ
陰也

眼中生稗腹中生稻湊生麦及大豆

發慍當訓唯知カキ
テミナリハ諸册

由此發慍乃入于天石窟閉磐而
幽居宇故六合之内常闇而不知晝
夜之相代

二日神幽居天窟也發慍若仰當慍而慍所理發而
中節者也天石窟虛若天ノ陰也也命世ノ名窟也
日神幽居則謂今世ノ日食等既也唐詩周天三百六

図3

これは別途存在した注を、他の注と一括して改変本『纂疏』へ書き写したものと判断される。ところが兼夏本『日本書紀』第四段には兼俱の書き入れは存在しない。よって、兼夏本『日本書紀』から改変本『纂疏』へという逆の方向も成り立たない。さらに、兼夏本『日本書紀』には、図2のように、傍注の頭に被注語を挙げるものがある（右……第五段一書第十一「腹」、左……第七段本書「発慍」）。これは、図3に掲げた改変本『纂疏』の場合のように、頭注であれば理に叶った形式だが、傍注として

は余計であろう。これも、もともと別の何かに頭注としてあったものを、改変本『纂疏』ではそのまま頭注として書き入れ、兼夏本『日本書紀』では傍注として書き入れたことによると考えられる。

これらのことから、現在知られる兼夏本への書き入れや『纂疏』写本への書き入れ以前に、それらすべてのものとなった一本が存在したと考えられる。それが何らかの本（たとえば兼俱が自身の手許に置いた『日本書紀』写本等が想定される）に対する書き入れのかたちで存在したのか、注だけを抜き出したものがあったのかはわからないが、この想定上の兼俱注に由来すると考えられる、現存書写本に見える頭注・傍注の総体を、実際の形態に関わらず、仮に兼俱〈抄〉と呼ぶこととしよう。

三 「家抄」をめぐる

このような兼俱注の集成が存在した可能性をいち早く考察された小林千草氏の所論について、ここでふり返っておく必要がある。氏はまず、『日本書紀桃源抄』（注（5）参照）中に約二十箇所ほど出現する、「抄云」で始まる抄文の存在に注目する。一例を挙げれば、「抄云、臥者午ヨリ日西ニ降ヲモ〔稿者注―「云」カ〕。土又西南二位ソ」（京大本（以下同）、上50ウ）といった類だが、右の例が第一節に掲げた兼夏本への書き入れと合致するように、これらは基本的に本稿のいう兼俱〈抄〉の中に対応するものを見出せる。ごくわずか、「抄云、吉田明神春日ト云。后世勸請ゾ」（上68ウ）云々といった例のごとく、管見の範囲では対応例のないものもあるが、これは兼俱〈抄〉の書き入れられた現存諸資料の側で省略もしくは脱落したものと見てよいだろう。

とくにこうした例外を除くすべての例で一致するのは、兼俱改変本『纂疏』の系統中、文明一三年以前（おそらく文明九年頃）に横川が兼俱所持本から書写した写本の形態をとどめると考えられる書陵部本である。横川が文明九年の兼俱『日本書紀』講を聴講した際の聞書を母胎とすると推定される『桃源抄』本文中にも『纂疏』の引用がしばしば見られるが、そこで用いられているのも兼俱改変本系統の『纂疏』である。例えば、『桃源抄』上33ウから34ウにかけ、第四段本文の注釈中に「纂書」として伊弉諾・伊弉冉二神の生んだ島に関する長い引用があるが、その中で「洲者水中可居地見上」とある傍線部は、本来の『纂疏』一次本・二次本ともになく、兼俱改変本系『纂疏』（書陵部本・國學院本・御巫本）にのみ存在する。また、佐渡島に関し、『纂疏』一次本・二次本にはともに「佐度之名義未詳。双生者一胎両子也。世人或有此事、故象之也」とある箇所が、『桃源抄』では「佐度之名義未詳。但隱岐与双生故別無神名」のように変えられているが、これも兼俱改変本系『纂疏』諸本と一致する。これらは小林氏も推測しているように、横川が兼俱所持本から書写した『纂疏』が用いられたと考えられる。「抄云」の書き入れに関しても、横川書写本の系統と推定される書陵部本『纂疏』の書き入れとはほぼ合致することから、『桃源抄』の編纂過程において『纂疏』本文の引用とともに取りこまれたものとみて大過ないかと思われる。『桃源抄』の「抄云」は神代上巻に当たる部分にしか存在せず、小林氏はこれを横川による後補作業が下巻にまで及ばなかったものとみたが、書陵部本『纂疏』の書き入れがほぼ上巻部分のみに集中し、下巻に入ると第九段本文、大貴己神の地上からの退去の場面に「伊与熊野船化石」とある一例のみにとどまることと対応するとも考えられよう。

続抄物資料集成『日本書紀桃源抄』¹³に付された解説において、小林氏も注（4）前掲岡田論に紹介された御巫本『纂疏』に共通の書き入れが存在することに触れつつ、兼俱改変本系『纂疏』の書き入れが取りこまれた可能性に触れて

いた。ただし、後の清原宣賢『日本書紀抄』（天理図書館蔵）に、『桃源抄』に「抄云」として引かれる抄文を「家抄」として引く例があることなどから、その実態を「吉田家伝来の抄」が『纂疏』に書き入れられたものと見ることに向かい、注（２）前掲論では「家抄」の作者として兼俱の曾祖父に当たる吉田兼敦あたりの人物が想定されている。

こうした想定には、同じく小林氏の示したもう一種の「家抄」の存在が関わってこよう。小林氏は「京都大学附属図書館蔵『神代上下聞書』（注（１）前掲書所収）において、文明一三年五月に行われた兼俱『日本書紀』講の景徐周麟による聞書を書写した一本と推定される『神代上下聞書』（前掲『神書聞塵』（宣賢書写）とは別系統の写本）中に、「首書曰」とする引用文が三三例見える（うち半数ほどが『桃源抄』にも引かれている）ことを指摘し、宣賢『日本書紀抄』中にこれと共通する文を「家本／首書曰」として引いた例があることから、「吉田家伝来の「家本」（書紀本文が記されているもの）のカシラガキをさす可能性が強いと推定した。また、宣賢による『日本書紀』講の聞書の一種である古活字版『日本書紀抄』に、「古キカシラガキニ打橋ハ古ヘカラ知ヌト候ガ、近フヨメテ候ハ浮橋ト云ト同ゾ」云々とある箇所が、天理図書館蔵『日本書紀抄』等には「打橋 師説、義不詳云々」とあることを踏まえ、「古キ」家本の「カシラガキ」に記されたことは、兼俱にとつては、家説である故に「師説」であつたわけである」と、兼俱がそうした「カシラガキ」を師説（吉田家伝来の説）の集成と受けとめていたことを推測し、そうした形態のものを「それを「家抄」と称することも許されるだろうし、それだけをひとまとめにして「家抄」を新たに作ることもできる」とした。さらに、天理図書館蔵『日本書紀抄』には、兼俱『神代卷抄』の書き入れや『桃源抄』の「抄云」と共通するものをも「首書」として引く例があることから、「兼俱がその補訂本〔稿者注―『神代卷抄』のこと〕に頭注として補ったことも、その〔稿者注―吉田家伝来の説としての〕重要さ故であろう」と、『桃源抄』に「抄云」とし

て引かれた「家抄」と、『神代上下聞書』に「首書曰」として引かれた「家抄」とを共通のものと考えて余地を認めていたようである。

その上で、「本抄〔稿者注〕『神代上下聞書』のこと」94ウ、「首書曰旧事本紀云（略）湯津楓木之」に続いて出る行間注「抄云以之案之杜与桂相近可為誤也」は、「抄云」とあることが注目される」とし、「この行間注と同文が、吉田兼敦（兼俱の曾祖父）の抄として伝わる『日本紀神代卷秘抄』（一冊 天理図書館吉田文庫蔵＊吉二一―一六〇）40才に見出せることから、「抄」とは「兼敦抄」をさす可能性が強い。景徐は、首書付きの「家本」とともに、「家抄」と呼ばれるべき「兼敦の抄」をも兼俱より見ることを許されたのであろうか」と、ここでも「家抄」と兼敦との関連を推測している。

しかし、右の「首書曰」以下の文は、兼敦『日本紀神代卷秘抄』以前に、卜部兼方の編纂した（一二七四年以降一三〇一年以前成立）『釈日本紀』述義四に見えており、全体として「私記曰、惟良大夫問云、杜当作桂字之誤歟。師説不許。公望私記云、案先代旧事本紀第三云々。居於天稚彦門之湯津楓木之抄云々。以之以案、杜与桂相近。可為誤也。加之、杜字都無加津良之訓也」という平安期の『日本書紀』講の私記からの引用であり、傍点部は「抄」ではなく「抄」（スエ・コズエ）であったことが確認される（『神代上下聞書』でも実際には「抄」。『日本紀神代卷秘抄』では中略）。なお、同文は兼方本『日本書紀』裏書および兼夏本『日本書紀』第九段本文の兼夏自筆頭注にも引かれている。また、先掲天理図書館蔵『日本書紀抄』に見えた「打橋 師説、義不詳云々」は、兼夏本『日本書紀』第九段一書第二に兼夏自筆の頭注として記されており、「師説」云々は兼俱の発語ではない。したがって、小林説の想定は再検討して見る必要がある。

そこで『神代上下聞書』に現れる三三箇所の「首書曰」の内容を閲するに、神代上巻の二五例については、例えば第六段一書第一「天孫」の注に「首書曰、天孫未生言、将来之孫子乎」とあるものは、『釈日本紀』述義二に「于時瓊々杵尊未生給。然者、此天孫者不可限一人、未来繼体至尊也」とあるのを縮約したような内容を有する。兼方本『日本書紀』の頭書にも、「古問答」として『釈日本紀』と同文が見える。また、第八段一書第二「衆菓」の注に「首書曰、衆草取惡味毒草釀酒」とある例は、小林前掲「京都大学附属図書館蔵『神代上下聞書』」が「酷似した文章が、吉田兼敦抄として伝わるもの（略）に見出せる（「衆菓 取衆惡味毒藥而釀之」36才）」として、「家本首書」と「家抄」の交渉」を想定する際の根拠のひとつとしたものだが、これも『釈日本紀』述義三に同文が見出せる。こちらはまた、兼夏本『日本書紀』裏書に同文がある。『釈日本紀』兼方本および兼夏本『日本書紀』のいずれも吉田家に伝来した書であり、「家説」とも呼び得る性質のものだが、神代上巻の範囲では、他にこれからの引用の可能性を考え得るものは三條程度と多くはない。

一方、これら以外の例との関連を推察されるのが『日本書紀纂疏』である。例えば、第六段一書第二「羽明玉」の注に「首書曰、羽明珠、謂金翅王也。有兩翅、故曰羽。惟鳥頸下有如意珠」と見えるのは、『纂疏』の該当箇所に「羽明玉、謂迦樓羅王、即金翅鳥。有兩翅、故曰羽。此鳥頸下有如意珠、故曰明玉」（引用は二次本による。一次本も同じ）とあるのに拠ったものの、第八段一書第六「事代主神」の注に「首書曰、事代主者大己貴之子也」とあるのは、『纂疏』の該当箇所に「事代主神、是大己貴之子也」（二次本による。一次本も同じ）とあるのに拠ったものと考えられる。ただし、右の例では小異にとどまるが、他では節略や取意というべき改変の施されたものが多い。とはいえ、第六段本文「土師連」注の「首書曰、土師速^{（マヤ）}、到光仁時、改為菅・江二氏」や、第七段本文「天石窟」注の「首書曰、天石

窟者引大宮殿也」のように、どの資料にも見えない少数の例をのぞいて、いずれも何らかのかたちで『纂疏』中の言説との関連を想定し得るものとなっている。第七段一書第三「茨城国造」の注に「首書云、茨国ハ今薩摩国也」とあるものなど、『釈日本紀』、兼方本および兼夏本『日本書紀』書き入れには見えず、兼敦『神代秘抄』には「河内国茨城郡也」とあるのに対し、『纂疏』が「茨城国者薩摩国之旧名、一云常陸国郡名」（二次本による。一次本には「一云以下なし。兼俱改変系諸本も一次本に同じ）とするのに共通の立場をとるのもその一例である。

神代下巻の範囲に見える「首書曰」の例は五例。第十段一書第三「母」の注に「首書曰、母ハ浴養飯^{カミ}先塩梅ヲミル者」とあるのが出所不明である以外、他四例はいずれも『釈日本紀』（述義三例、和歌一例）および兼方本『日本書紀』裏書に見える（うち、前掲の「湯津楓木」に関するものは兼夏本にも共通）。『纂疏』に関わるものは下巻の範囲にはない。

以上、『神代上下聞書』に「首書曰」として見えたものは、いずれも「吉田家伝来の抄」を別個に想定せずとも、兼俱が利用し得た既知の資料から説明できる例がほとんどであった。その内実は、『釈日本紀』を通じて伝えられた平安期講書以来の説と『纂疏』説をあわせたものと言える。もともと、『纂疏』を著した一条兼良の父経嗣は、兼敦の父兼熙の『日本書紀』講義を受けており、兼敦より『日本書紀』の秘説伝授を受けた可能性も考えられ、兼良自身、兼俱の祖父兼富に『日本書紀』の返伝授を行っているから、『纂疏』説をふくめて広く吉田家伝来の説とみなせぬことはない（『纂疏』の独自性をなす仏典に関わる説は「首書曰」に引かれた範囲にはほとんど見えず、前掲の「羽明玉」の例に金翅鳥（迦楼羅）への言及があるにとどまる）。そうしたものをまとめた「家抄」があった可能性も否定はできない。ただし重要なのは、どのようなかたちで伝わったものにせよ、『神代上下聞書』の「首書曰」として顕在化した注は、

『桃源抄』に見える「抄云」、さらにはそれを含めて本稿のいう兼俱（抄）の注文類とはほとんど重なることがない点だ。宣賢『日本書紀抄』はいずれをも「首書」として引くが、両者の内容は峻別すべきものである。『神代上下聞書』の「首書曰」として顕れた吉田家伝来の説と見えるものが、結局は平安期の講書以来の伝統説を大きく出ることとはなく（兼敦『神代巻秘抄』もまた同様）、あるいは『纂疏』に拠る場合にも、『纂疏』の文章に手を加えはしても、所説の内容は変えることがなかったのに対し、兼俱（抄）では、『纂疏』との対峙を通じ、従来とは質の異なるものへの飛躍が生じてきている。その差こそが問題なのである。

四 兼俱による注釈の特質

それでは、兼俱の注釈を特徴づける性質はどのようなところにみとめられるだろうか。この点に関わって、天理図書館蔵『日本紀神代抄下』なる資料を合わせてみておきたい。これについても、すでに前掲小林「兼俱自筆本の成立と『幻抄』」による紹介があり、兼俱が『日本書紀』講の際に手控えとしたメモの断片をまとめたものと考証されている。内容の構成は以下の通り。

1 才	『法華文句』の引用	8 ウ	第五段一書第一の釈
2 オーウ	「卷第二」の釈（第一種）	9 才	第七段本文の釈
3 オーウ	「卷第二」の釈（第二種）	9 ウ—10 ウ	第八段本文の釈

4 オーウ 「卷第二」の釈（第三種）

11 オーウ 「日本書紀」の釈

5 オーウ 第五段一書第二の釈

12 オー14 ウ 天神七代地神五代の年紀

6 オー8 オ 第五段本文の釈

いずれの講の際のものかは特定できないが、小林論は、冒頭部「卷第二」の釈の内容が文明一二・三年頃の講に近いことを指摘している。いま小林論にしたがつてこれを〈反故集〉と呼ぶ。次に示すように、この〈反故集〉には、兼俱〈抄〉と共通し、さらに敷衍する内容が多く見られる。⁽¹⁵⁾

☆三歳之数、此時因何計之。此品第六説之初、諸尊曰我所生之国唯有朝霧——氣化為神号テ曰級長——是風神也云々。是則衆生息風也。古以此息風計年月数、最明矣。時【六時】二神息一昼夜六息也。三歳ハ六千五百七十息。人ハ六時ノ息同之。一歳三百六十五日之息、二千一百九十息。人界之息、一昼一夜一万三千百四十息。二神一歳息数、衆生二時之息数ニ当也。／唐法一昼夜之息、一万三千五百息。【和法三百六十息減】一時一千一百二十五息也。／神州法一昼夜一万三千一百四十息。脉行四十九度云々。男女六脉南北ニ配ゾ。「第五段本文」◎□■

★私云。三歳之数此時目何計之。第四品六説云、伊弉諾尊曰我所生之国唯有朝霧——云々。此段ニ風神ノ事ヲ明。口伝云、此神ノ息一昼一夜二六息ナリ。是則衆生息風ナリ。上古息風ヲ以テ日月ノ歳数ヲ計ニ最明矣。二神息一昼夜ノ六息ヲ以テ一歳三百六十五日ニ（細注略）当テ算レバ二千一百九十息ナリ。三歳ハ六千五百七十息ナリ（中略）／人息之ハカルニ、神州法一昼一夜息一万三千一百四十息ナリ。脉行四十九度云々（中略）以此息神息二計レバ、人息二時ト神息一歳ト同ジ。神ノ一歳二千一百九十息ナリ。人ノ一昼夜ノ一万三千百四十息ヲ六二分バ二

千百九十息ナリ。可知矣。脈事、男ハ自南面ニアタル（中略）／南面（中略）^男北面（中略）^女唐法人息事／一昼一夜一万三千五百息。脈行五十度（細注略）云々。／神州法一万三千四百四十息ノ時ハ、唐法二百六十息ノ不足ナリ。又脈行コト一度ノ不足ナリ。神州人息長故ニ息数少ナキナリ。〔第五段本文〕

☆父母ノ訓ニ依テ五音ヲ知。カハ牙音ゾ。ハ齒音。イハアイ第二字母、喉音。ロハ舌音。ハハ唇音。是ヲ以テアイウヘヲ等ノ五十字ノ義聖德太子作之。〔第五段本文〕◎□

★父母ノ訓カソイロハ、此五則五音ゾ。以之聖德太子五十字ヲ作テ五音ノ反ヲ知ルナリ。アイウヘヲカキケコ等ノ事也。仮令カトハ牙音、カキケコノカ也。ソト云ハ齒音、サシセソノソ也。父ノ二訓ハ牙齒ノ二ノ音ナリ。又イト云ハアイウヘヲノ第二ノイ也、喉音ナリ。ロト云ハラリレロノ第五ノロ也、舌音ナリ。ハト云ハヒフヘホノ第一ノハ也、唇音ナリ。悉曇ニ五処三内ト云事アリ。五処トハ牙齒舌喉唇是ヲ五処ト云。三内トハ喉内舌内唇内是ナリ。牙齒ヲ舌ニ合シテ喉舌唇也。故五処三内トハ開合ノ不同云々。故音声ハ万物ニ備テ有。既ニ神代ヨリ五音ノ反ハ我国ニアルト知ベシ。〔第五段本文〕

☆白銅ハ清陽ニ同。鏡ハ神。又神ハ中略也。是即ニ神陽魂陰魂也。／廻首者如廻須弥之四州。盤古王兩目開則昼、合則成夜。器界生象、唯在之。天地五行不出一身。／質性ハ日ト俱ゾ。不測ト具也。人訓准知。不測トナル物ハ心ナリ。〔第五段一書第二〕▲◎□■※

★白銅鏡ハ、マスミトハ上ノ清^{スミヤカナルモノ}陽ノ心同。又真澄心同。鏡トハ神ナリ。カミミノ三点ノ中ヲ略タル心ナリ。鏡者此ニハ二神ノ御心ナリ。マスミノカミミハ清陽ノ心ナリ。此二鏡トハ陽魂陰魂也。／廻首顧（一）之間ハ陰陽ノ二氣天地ヲ廻ル故ニ四時行レ百物成ナリ。善惡ノ二報ナキ時ハ有情界ヲ立セザルナリ。日月須弥ノ四州ヲ廻

ルガ如ク、又盤古王両目開則昼トナリ合則夜ト成ガ如シ。器界生界唯在之。天地五行一身ヲ不出。／質性、和訓ハ日ト俱ト云ナリ。日ハ不測ノ名。不測ト俱ナル心ナリ。人ト云訓以此准知ヘシ。不測ナル物ハ心ナリ。〔第五段一書第一〕

☆死【シヌ不読之】〔コトアリト可読〕。〔第五段一書第二〕◎□（兼方本『日本書紀』に同内容の注記あり）

★死ノ訓シヌ。又コトアリ。其事アリト心得ベシ。和語必如然心ニ含テ理ヲモヲス。是和国ノ風ゾ。上ノシヌノ訓和訓ニアラズ。後世漢語ヲ以テ言習セルナリ。〔第五段一書第二〕

☆日東南ニ行、火ノ位ニ及ヲ火神ヲ生ト云。終ハ已ナリ。臥者午ヨリ日西降ヲ云。土又南西ニ住ス。／唐法三伏名自然同此。金石自舍土中故不謂之名ナリ。纂云、以及字合五行之相生也。序是亦可ナリ。〔第五段一書第二〕▲

◎□※

★所焦而終矣——是則日東方ヲ行過テ南方ニ反時、陽氣尽テ南方ニテ一陰始ル。故離中断ナリ。陽氣ツクル故巽方ヲ已ト云。ヲハンヌル心ナリ。故終ノ字アリ。臥生土神トハ離方ヨリ坤ニ行ク火生土ノ義明ナリ。臥トハ午ヨリ日西ニ降ヲ云ゾ。土トハ坤ナリ。坤南西ノ間二位ス。唐法、夏秋ノ交、庚日三伏ノ名アリ。臥ト云心自然ニ相同之。〔第五段一書第二〕

☆旗者札ナリ。^{フダ}五音同。札者シルシ也。二儀アラハレテ天文地理ト云。蓋トハ二心ナリ。歌者以音声同天地ナリ。舞者動也。則四時循環、天ノ四徳ナリ。〔第五段一書第五〕▲◎□

★二 天地両義位シテ天ノ文地ノ理ソナハル。故ニ物ノシルシニハ札ヲフダトヨム。物ノ蓋ヲフタトヨム。共二ナリ。蓋ハヲホノ心ナリ。清陽天ヲ主故ニスミテ読。札ハ地理シルシヲ主故ニニゴリテヨム。〔卷第二〕の釈第

一種

★フタツト者【両義ノ心ナリ。蓋ハ天ノ象ナリ。箱風情ノ物ノ上ニヲホヲフタト云フ。又物ニ驗ヲスルニハ札ヲ付。是ハ地ノ象ナリ。蓋ハ物ヲヲ、イ、札ハ物ニ付。共ニ二アル故ニフタツノ訓アリ。蓋ハ天ノ象ナル故ニタノ音澄。札ハ地ノ象ナル故ニタノ音濁。共ニ自然ノ名ナリ。〔卷第二〕の釈第三種」

☆（無狀）無五味也。〔第七段本文〕▲

★無道アデキナシトハ味ナキゾ。味ニ五味アリ。味ナキハ病ナリ。又五常ノ道ヲ失イ五戒ノ法ヲ破ゾ。〔第五段本文〕

なかでもとくに注目されるのは、傍線を付したような例、たとえば第五段一書第一の「白銅鏡」の注のように、鏡と神との関係について、前者を後者の音略としたり、「質性」ヒトトナリを「日と俱なり」という類似の音を持つ語句から説明するたぐいの注釈が多数みえることである。

こうした音声至上主義と呼ぶべき態度は、無論、平安期の講書以来の『日本書紀』解釈に通底するものでもあるが、一方で室町期における『日本書紀』注釈の規範となつた一条兼良の『日本書紀纂疏』とは鋭く対立する。『纂疏』においては、たとえば「鏡」については、「鏡者正直之器。蓋日月之光普照淨穢、猶如明鑑之靈徧現妍媸。故神明手持銅鏡（五文字ナシ）而化生日月、則以正直之德付授其人也」、「質性」については、「質性明麗、謂性善」といった類の注釈がなされる（引用は二次本により、一次本との校異を右傍「」内に示した）。ここでは、それぞれの漢字表現の直接の字義や、その表す対象の持つ性質が問題となる。『纂疏』を通じてこうした態度は一貫しており、和訓の音声が注釈の主役となること（16）とはない。

これに対し、兼俱における和語の音声を通じた注釈は普遍的に見られる。〈反故集〉と共通するもの以外にもひろく兼俱〈抄〉の中に探れば、次に掲げるような例が得られる。

・時日者、日ノ和訓陰陽不測之名、時ノ訓者次也。唯時日者一氣之名。未謂日月昼夜之位也。〔第四段一書第二〕

◎□■

・多、依此説沢字ノヨミ起レリ。依多ノ心謂ゾ。物ノ多ヲ間〔潤カ〕ト云ナリ。〔第五段本文〕◎□■

・神退ハ陽進陰退ノ退也。神避ハ降ノ義也。〔第五段一書第三〕▲◎□※

・小便者スコシ極ナリ／大便者大二極ナリ。〔第五段一書第四〕▲◎□※

・杖ハツク物也ツクハ次也心ヲ運ナリ其心ヲ投ナリ。〔第五段一書第六〕▲◎□

・世俗ニ行ハアルクト云。アキクイヲ訛也。是足実地不踏心也。〔同〕▲◎□

・心ヲ清ヲ祓ト云、色ヲ淨ヲ洗ト云。ハラウトアラウト五音相通、見異。但由己心、神態忌物。則字義可知。〔同〕

▲◎□

・諾尊依一念之心生五山祇。俗曰塵ハ積テ山ト成、是塵埃ライハズ。八万四千塵勞ハ一念ツミヨリ起ル。故罪ノ

和訓ツミト云。山祇ノ訓ヨリ謂ゾ。〔第五段一書第八〕▲◎□

・此樹勝百木故モ、ト云。〔第五段一書第九〕◎□

・熊ハ雲ナリ／マミムメモ五音相通。〔第五段一書第十一〕▲◎□

・和姫神鏡日ライダク也丑時間日イタギ出ス。午時在中天。〔第五段一書第十二〕▲◎□

・薨、今神殿棟上置加津於木是也。加津勝也。於ハ男也。女神終男神ニ勝ナリ。〔第七段本文〕▲◎□

・發慍、雷訓准知。イカ共ニ牙音。リハ語助。[同] ▲ ◎ □

・訳卦曰雷ハ兵戈也。和訓ニホコトハ火ナリ。破軍星【三角ヲ以テ為火】。〔第七段一書第二〕 ▲

・手ハ出ナリ。出物ハ日月星也。故天ノ象ナリ。天ハ善也。足ハ地ノ名、葦原ナリ。故ニ地ノ象ナリ。地ハ惡也。畢竟シテ善惡ノ二法則、天地ノ名也。〔第七段一書第二〕 ▲

・笠ハ隱也。カサグヲ略。箕身代。下ヲ略也。〔第七段一書第三〕 ▲ ◎ □

さらに、兼俱による『日本書紀』講の聞書類からも、先に見たのと同じく第五段一書第一「白銅鏡」の注釈を例として挙げる。

・白銅―ハコ、デハ無体ゾ。心ノ体ゾ。カミミト云ガカミト云心ゾ。陰陽神ヲカミミト云ゾ。（中略）カミミト云ハカミゾ。カラ一ツ略スルゾ。（文明九年景徐周麟聞書（天理図書館蔵『神代聞書』））

・此鏡ノ中ニ万像ヲウツスゾ。サレドモ鏡ノ中ニハナニモ無ゾ。ウツセバ見ル、ゾ。神明ゾ。（中略）神ヲカミト訓モカミミヲ一ツ中略シテゾ。鏡ハ神明ノ御神体ゾ。（文明十二年講壬生雅久聞書第一種（天理図書館蔵『神代聞書抄』））

・神ノ字ヲカミト云事モカミミ也。中略スルゾ。此鏡ノ内ニ万境ヲウツスゾ。カミミノ中ニハナイゾ。ウツセバアルゾ。是ガ神明ゾ。（文明十二年講壬生雅久聞書第二種（『両足院蔵雅久抄』））

・左手持白銅鏡事。鏡ト者神也。カミミヲ中略シテカミト云。鏡ハ神体也。（文明十三年四月講桐林坊證宣聞書（慶應義塾図書館蔵『日本紀聞書天』））

・鏡ハ神道ノ秘曲極位ゾ。内典ニモ鏡ヲバ重宝ゾ（中略）神字ハカミミノカラ上略シテ神ト云ゾ。カミミノ事ゾ。

同名ゾ。(文明十三年五月講景徐周麟聞書(天理図書館蔵『神書聞塵』))

・鏡ハ神ノ訓也カミノ中ノカノ字ヲ略スレバ神ノ訓也。神ハ元来無形。何トシテ神ノ形ヲ知ラントナレバ其形ハ鏡トアラワレテ不貯一物而写万象也。(『日本書紀神代卷抄』)

このように『日本書紀』講の場においても、同様の注釈の方法が初期の講から『日本書紀神代卷抄』に反映された晩年の講に至るまで、一貫して用いられていたことが確認される。

おわりに——『纂疏』との対峙がもたらしたもの

以上に見てきたことを整理しよう。まず、兼俱は応仁の乱の始まった頃から本格的な『日本書紀』研究に着手した。その際、吉田家に伝わった諸資料とともに、以前から所持していた『日本書紀纂疏』が大きな拠り所となったと考えられる。同時に、後に兼俱〈抄〉として結実する兼俱独自の見解もまた集積されていっただろう。文明五年に成立した『纂疏』二次本を入手したことも、兼俱の『日本書紀』研究にさらなる刺激を与えたと推測される。これにより独自の改変本『纂疏』を作成した兼俱は、そこに自身の見解を示した注を書き入れ、またそれと前後して兼夏本『日本書紀』にも同じく書き入れを施していったものと思われる。

さらに文明九年頃から『日本書紀』の講を行うようになった兼俱は、講義に際して手控えを作成した。その際、兼俱〈抄〉は『纂疏』とともにその母胎となったと考えられる。そして講義で語られた注釈は複数の聞書として記し留められ、最終的に兼俱自身がそれを清書した『日本書紀神代卷抄』に結実した。この『神代卷抄』にもまた『纂疏』

および兼俱（抄）の書き入れが見られることは、両者が兼俱にとって生涯『日本書紀』注釈の上での基盤でありつづけた事情を物語っている。

重要なのは、こうした経緯を経て、『纂疏』に発する文字の世界を基盤とした『日本書紀』理解と、音声の世界を中心とした兼俱自身の理解という、反対方向の視点がつねに隣りあい、ぶつかりあつてきたことである。前掲図3に示したような改変本『纂疏』への書き入れは、まさにそうしたぶつかりあいの現場と言えよう。一見すると『纂疏』本文の補足に見える注は、実際には『纂疏』とただちに宥和することなく、その文脈をずらし、異化するものとしてある。

ここから何が生まれてきたのかについて、最後にひとつ具体例を挙げて見ておきたい。『日本書紀神代卷抄』から、冒頭の総論部に見える言説を取り上げる。

・此書ヨリモ以前ニ有二書、曰先代旧事本紀、曰古事記。此二書ニ添神書、以為三部本書也。旧事・古事ノ二書ニハ、加^ニ編者之語^ヲ「穿鑿スルゾ。此書ハ唯述神語、不加私語、以故為最上ゾ。

・神代ノ文字ハ、一万五千三百六十字アルゾ。一向ニ難解ゾ。（中略）文字モ万物ノ変ニ依テ、為^ニ五万三千余一也。此書ハ雖神語、以漢字編之者、神仏儒三教一致之義也。

・仮名ハ聖德太子ヨリ、ハジマルゾ。仮^ニ名^ハ両点也。①仮^ニ名^ハト云ハ、万物ハ古無^ニ名^ハゾ。体ハ名ニ因テアラワル

ハゾ。始日月星ト漢字ニ音ニ呼時ハ、何トモ不知ゾ。ヒツキ^{日月}ホシト、和訓ニ漢字ヲツケテ、其字ヲシラセタゾ。

此名ニ彼ノ文字ヲヨマセタホトニ、仮^ニ名^ハト云ゾ。②又仮^ニ名^ハト云ハ、彼名ヲ此方ニカルゾ。タトヘバ、『法華』如是我聞ト云イ、『論語』学而時習ト云ヲ、和訓ニテ点ヲツケテ顯其理ゾ。彼方ニ此訓ヲツクルホトニ、仮^ニ名^ハ

ノ義也。

兼俱は、『日本書紀』を「神語」を述べたものという。即ち漢文の『日本書紀』に先んじて、神のことばによる『書紀』が存在したと考えるのだが、それが今あるように「以漢字編之」ことがどのように可能だったのか。それを説明するのが後半の引用である。

ここで兼俱は、聖徳太子が始めた仮名には「两点」すなわち二通りの訓読があるという。②の「名ヲ仮ル」から説明しよう。これは、『法華経』の「如是我聞」や「論語」の「学而時習」を「和訓ニテ点ヲツケテ顕其理」こと、つまり前者であれば「かくのごとくわれきけり」と訓読し、後者であれば「まなびてときにならう」と訓読すること、つまりは今われわれが訓読と言っているものと考えて差し支えない。問題は①の「名ニ仮ル」と訓む方の「仮名」である。

こちらではまず、万物の「体」（それが何であるかということ）は「名」によって明らかになると指摘される。たとえば日中空に浮かぶ天体を太陽であると我々が認識するのは、ヒというその名前によってだということだ。ところが、始めに漢字が入ってきた時、「日月星」という文字が何を表しているのかは、日本人には分からなかったはずだという。「日月星」という漢字が、ヒ・ツキ・ホシという和語の「名」と結びついていないからである。その漢字と和語の「名」との対応を定めたのが聖徳太子だというのが、ここで「和訓ニ漢字ヲツケテ、其字ヲシラセタゾ」とあることに注意したい。訓に漢字をつけるのであって、漢字に訓をつけるのではない。それが「名ニ（漢字を）仮ル」というわけだ。この場合、名つまり和語が先にあつて、それに対応する漢字が後から探し求められることとなる。こうした兼俱の方法論が兼良の『纂疏』との対比において際立つものであったことは、はじめに掲げた文明九年講聞書中の「大日

靈」についての注(●印)を参照すればより納得されよう。

これが兼俱〈抄〉の段階からの一貫したコンセプトであったことは、改変本『纂疏』諸本総論部に見える次の文を併せ見て確認される。

・内外典各和訓ヲ以テ得其義理。是則名ヲ仮ル仮名ナリ。先聖德太子神代ノ和字ノ書ヲ漢字ニ写。是則名ニ仮ル仮名ナリ。漢字ヲ名ニ仮テ和語ニ訓シテ後ニ、名ヲ仮ル仮名ヲ〔得〕テ、儒仏二教ノ諸書其意ヲ消〔通力〕也。
(引用は書陵部本により、「」内の欠字を他本により補った)

『和日本紀』開題に、「又問、仮名之起、当在何世哉」という問いに対し、「答、神功皇后以前、文書不伝、已無所見。至于応神天皇御宇、遣使新羅、招来文人、僅習文字。然則自彼御時可在之」とする問答を載せ、また「又問、仮名字、誰人所作哉」の問答中では、「先師説云、漢字伝来我朝者、応神天皇御宇也。於和字者、其起可在神代歟」とするにとどまる(当該の説明は兼敦『神代卷秘抄』にも受け継がれている)のに対し、『纂疏』との対峙を経た兼俱〈抄〉の新しさ、吉田家伝来説からの飛躍は明らかだろう。

この兼俱の認識は、現実の書記の歴史——実際には漢文を訓読することを通じて漢字と和語との対応関係が成立し、その結果和文を漢字を用いて書くことが可能になった——を反転させた点で興味深い。兼俱の考えていたのがそのようないわば反訓読とでもいうべきものであったとすると、そこで想定されていたのは、翻訳・意訳といった文のレベルでの対応ではなく、もっと細かな、〈神語〉の一語一語と、漢字の一字一文字、すなわち語のレベルでの対応だということになる。まさにヒ_二日_一、ツキ_二月_一、ホシ_二星_一といった対応である。すると、兼俱の考える「神語」とは、それによってつづられた『日本書紀』を、一語一語漢字の一字一文字に置き換えてゆけば、そのまま現在の『日本書

『紀』が姿を現すような、文字の秩序にびたりと重なった理想のことばということになるだろう。

無論、そのような音声言語はどこにも実在しない¹⁷⁾。まさに書かれた文字の存在が生み出した幻想のことばと言える。その幻想の中に、『纂疏』の語る文字の世界の秩序と向き合いつつ対立することで、兼俱が『日本書紀』という漢字テキストの中から見出だしていったものの、中世における文字とことばの特異な関係のかたちを見ることができるとはではないだろうか。¹⁸⁾

注

- (1) 兼俱による『日本書紀』講およびその問書類に関する詳細な整理は、小林千草『日本書紀抄の国語学的研究』（清文堂出版、一九九二）によってなされている。本稿も同書の示したところに多くを負う。
- (2) 久保田収「一条兼良の神道」（『中世神道の研究』神道史学会、一九五九）、西田長男「吉田兼俱自筆本中臣菟抄解題」（『中臣菟・中臣菟抄』叢文社、一九七七）、小林千草「清原宣賢系日本書紀抄諸本の基礎的考察」（注（一）前掲書）、等。
- (3) 参照、拙論「吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（一）——兼俱書写系『日本書紀纂疏』の性格——」（『北海道大学文学研究科紀要』一四八、二〇一六）。
- (4) 現在その所在は不明となっており実物には接し得ないが、かつて吉田文庫に所蔵されていた時点で西田長男氏の行った調査ノートが、岡田莊司「日本書紀神代卷抄解題」（『兼俱本宣賢本日本書紀神代卷抄』続群書類従完成会、一九八四）に紹介されており、その冒頭部分および奥書を知ることができる。
- (5) この他、兼俱の『日本書紀』講の問書を中心に複数の資料を集成して編纂された『日本書紀桃源抄』（参照、小林千草「日本書紀桃源抄」（二）」（注（一）前掲書所収））にも、これらと共通する書き入れが見える。同書の冒頭から『日本書紀』本文の注釈が始まるまでの数丁にわたる「拾遺」と題された部分は、兼俱改変本『纂疏』の総論部と重複する内容となっており（注（三）前掲拙論）、共通する書き入れについても兼俱改変本『纂疏』の系統から取り入れられたものと考えられるため、以下の

吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察 (二)

分析の対象とはしなかった。なお、同書については第三節に触れる。

- (6) 兼夏本『日本書紀』の影印を収録した天理図書館善本叢書『古代史籍集』(八木書店、一九七二)の石崎正雄氏による解説においても、そう判断されている。

- (7) 『変奏される日本書紀』(東京大学出版会、二〇〇九)所収。

- (8) 注(3) 前掲拙論。

- (9) 注(1) 前掲書所収。

- (10) 注(3) 前掲拙論。

- (11) 前掲小林「兼俱自筆本の成立と『幻抄』」。

- (12) 注(5) 前掲小林論。

- (13) 清文堂出版、一九九二。

- (14) 注(2) 前掲久保田論および注(4) 前掲岡田論参照。

- (15) 以下の引用中、☆を付したものは兼俱〈抄〉。引用末尾の記号は、以下の資料に見えることを示す。

▲……兼夏本『日本書紀』、◎……『纂疏』書陵部本、□……『纂疏』國學院本、■……『纂疏』御巫本、※……『神代卷抄』(引用は兼夏本『日本書紀』にあるものはそれに拠り、他は『纂疏』書陵部本に拠った)。

★を付したものは〈反故集〉。

- (16) 参照、徳盛誠「清原宣賢『日本書紀抄』試論」(『史料としての『日本書紀』』勉誠出版、二〇一一)。

- (17) 参照、齋藤希史『漢字世界の地平』(新潮社、二〇一四)。

- (18) この点については、別途拙論「中世における文字とことば——吉田兼俱『日本書紀神代卷抄』をめぐって」(『万葉集研究』36、塙書房、二〇一六)において詳述した。あわせて参照されたい。

*兼夏本『日本書紀』は天理図書館善本叢書、『纂疏』一次本は蓬左文庫蔵写本の紙焼き、二次本は天理図書館善本叢書を用いた。『神書聞塵』は神道大系、『日本書紀桃源抄』『神代上下聞書』は統抄物資料集成、『両足院蔵雅久抄』は『両足院蔵日本書紀抄』(臨川書店、

一九八六、『釈日本紀』は新訂増補国史大系、『晴富宿禰記』は図書寮叢刊による。その他の兼俱関係資料（『纂疏』写本、聞書、『神代卷抄』）は本文中に示した写本の紙焼き及びデジタルプリントによる。図として掲げた影印の出典もこれに倣う。図版掲載の許可をいただいた宮内庁書陵部ならびに天理大学附属天理図書館に御礼申し上げる。